

令和 7 年度（2025年度）
熊本市内部統制評価報告書に係る
審査意見書

熊本市監査委員

熊 監 発 第 1 1 3 号
令和8年（2026年）8月4日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市監査委員 落 水 清 弘

熊本市監査委員 西 岡 誠 也

熊本市監査委員 村 上 和 美

熊本市監査委員 高 島 剛 一

令和7年度（2025年度）熊本市内部統制評価報告書に係る審査意見について

熊本市監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行いましたので、次のとおり意見を提出します。

内部統制評価報告書審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の着眼点	1
第3	審査の主な実施内容	1
第4	審査の実施場所及び日程	1
第5	審査の結果	1
第6	備考	2

(関係条文)

地方自治法

第150条 都道府県知事及び第252条の19第1項に規定する指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

(1) 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

(2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

2 市町村長(指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。)は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事務

(2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第2項の方針を定めた市町村長(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 都道府県知事等は、第6項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

令和7年度熊本市内部統制評価報告書

第2 審査の着眼点

監査委員による令和7年度熊本市内部統制評価報告書の審査は、熊本市長が作成した内部統制評価報告書について、熊本市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

第3 審査の主な実施内容

審査は、熊本市長から提出された令和7年度熊本市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）から報告を受け、熊本市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（2019年）3月総務省公表。令和6年（2024年）3月改定。以下「総務省ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の実施場所及び日程

実施場所：監査事務局執務室及び監査講評室

日 程：令和8年（2026年）6月1日（月）から同年7月17日（金）まで

第5 審査の結果

令和7年度熊本市内部統制評価報告書については、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

詳細については、以下のとおりである。

1 評価手続及び評価結果に係る記載の審査の結果について

(1) 全庁的な内部統制

ア 評価手続に係る記載について

評価部局から入手した関係資料の確認や評価部局への質問を行うことにより、評価部局において、総務省ガイドラインにおける「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に基づき、内部統制推進部局及び制度所管課に対して、全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況が確認され、整備上又は運用上の不備がないか評価が行われていることを確認した。

このことから、熊本市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていると考えられるため、評価手続に係る記載は相当であると判断した。

イ 評価結果に係る記載について

評価部局から入手した関係資料の確認や評価部局への質問を行うことにより、評価部局において、評価項目ごとに、本市の例規、計画、制度等の整備状況及びその概要が確認され、その結果、評価基準日において不備は確認されず、内部統制が有効に整備及び運用されていたと判断されていることを確認した。

このことから、熊本市長による評価の結果が適切に記載されていると考えられるため、評価結果に係る記載は相当であると判断した。

(2) 業務レベルの内部統制

ア 評価手続に係る記載について

評価部局から入手した関係資料の確認や評価部局への質問を行うことにより、評価部局において、各部署が選定した取組対象リスクに関する事務についての自己評価結果により不備の有無を確認するとともに、当該事務の担当職員等に必要に応じてヒアリング等が行われ、当該不備が重大な不備に該当するかどうかの判断がされていることを確認した。また、各部署が選定した取組事務以外についても、不備を把握した場合は、併せて評価が行われていることを確認した。

このことから、熊本市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていると考えられるため、評価手続に係る記載は相当であると判断した。

イ 評価結果に係る記載について

評価部局から入手した関係資料の確認や評価部局への質問を行うことにより、評価部局において、整備状況については、評価基準日時点で整備上の重大な不備は確認されなかったため、内部統制は有効に整備されていたと判断されていることを確認した。

また、運用状況については、一部の事務を除き内部統制が有効に運用されていたと判断されていることを確認した。

このことから、熊本市長による評価の結果が適切に記載されていると考えられるため、評価結果に係る記載は相当であると判断した。

第6 備考

1 重大な不備について

評価部局において、業務レベルの内部統制の運用状況は、一部の事務について重大な不備に該当すると判断されている。当該事務について、「本市における重大な不備の判断基準」の数値基準とも照らし合わせ、「大きな経済的不利益を与えた」又は「大きな社会的不利益を与え

た」事案であることが確認できたことから、重大な不備に該当するという記載は相当であると判断した。

2 審査の総括意見

令和7年度（2025年度）の内部統制においては、これまでの不備事案や事務処理ミス状況を踏まえた上で、内部統制リスクの選定及び対応策決定に係るプロセスのアップデートを目指し、リスク分類の細分化や過去のノウハウを活用した事務処理ミス防止研修の実施、予算も見据えた業務見直しの検討の促進等に取り組むとともに、過去の事案の原因を広く分析の上、事務処理ミスの防止に向けた具体的取組を全庁的に実施している。

また、昨年度における審査の総括意見において、「ヒューマンエラーを職員各個人の注意力を持って低減させることの限界を示している」と述べたところであるが、この点に関しても、不備の生じた部署における業務改善内容では、システムを用いた自動化や様式の見直しなど職員個人の注意力に頼らずに不備の発生を低減させるといった観点からの対策に取り組んでいることが確認された。

しかしながら、部署によっては業務プロセス、組織運営の最適化やデジタル技術等の活用といったミスの生じにくい構造への転換につながるところまでは踏み込みきれていないケースも見受けられ、全庁的な浸透へは今なお課題が残っているといえる状況である。

今回の内部統制評価においては、個人情報漏洩に関しての強い問題意識と各部署におけるリスクの把握への課題が示されたところではあるが、さらに、職員個人の注意力を主たる前提とした統制からの脱却という点に着目することも重要である。

今後も、各部署が事務の合規性のみならず業務そのものの見直しも含めた合理性・効率性の向上に継続して努めるよう内部統制の一層の推進に取り組んでいただきたい。